

昭和三十一年法律第百十八号

売春防止法

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 刑事処分（第五条―第十六条）
 第三章 補導処分（第十七条―第三十三条）
 第四章 保護更生（第三十四条―第四十条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

（売春の禁止）

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

（適用上の注意）

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

（勧誘等）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目につれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目につれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（困惑等による売春）

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

（対償の收受等）

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（前貸等）

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる契約）

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

（場所の提供）

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる業）

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（資金等の提供）

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（併科）

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

（刑の執行猶予の特例）

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章 補導処分

（補導処分）

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に收容し、その更生のために必要な補導を行う。

（補導処分の期間）

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

（保護観察との関係）

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分と言渡)

第二十條 裁判所は、補導処分を付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

(勾留状の効力)

第二十一條 補導処分を付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百四十三條から第三百四十五條までの規定を適用しない。

(收容)

第二十二條 補導処分を付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため必要があるときは、検察官は、收容状を發することが出来る。

2 收容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならぬ。

3 收容状は、検察官の指揮によつて、檢察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。收容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならぬ。

4 收容状については、刑事訴訟法第七十一條、第七十三條第一項及び第三項並びに第七十四條の規定を準用する。

5 收容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

(補導処分の統合)

第二十三條 補導処分を付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む)が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(生活環境の調整)

第二十四條 保護観察所の長は、婦人補導院に收容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 前項の規定による措置については、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十一條第一項及び第八十二條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三十六條第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替へるものとする。

(仮退院を許す処分)

第二十五條 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、補導処分を付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分を付された者が收容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため收容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

4 第一項の仮退院については、更生保護法第三條、第三十五條から第三十七條まで及び第三十九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第三十五條第一項

中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五條第三項」と、同条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六條第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七條第二項中「第八十二條第一項」とあるのは「売春防止法第二十四條第一項」と、同法第三十九條第三項中「第五十一條第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十一條第二項第五号」と、「第八十二條第一項」とあるのは「同法第二十四條第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五條第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替へるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第二十六條 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九條第一項中「第五十七條及び」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十條第一項第二号ハ中「被害者等の被害を回復し、又は軽減するため」とつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九條第三項(第四十二條において準用する場合を含む。))又は第七十八條の二第一項において準用する第六十八條の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九條第三項(第四十二條及び第四十七條の三において準用する場合を含む。))又は第六十八條の七第一項(第七十八條の二第一項において準用する場合を含む。))」であるのは「売春防止法第二十五條第四項において準用する第三十九條第三項」と、同法第五十一條第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二條」とあるのは「第五十一條」と、「第七十二條第一項及び第七十三條の二第一項、刑法第二十六條の二、第二十七條の五及び第二十九條第一項並びに少年法第二十六條の四第一項及び第六十六條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項」と、同法第五十二條第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、「第三十九條第四項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため收容している者の長」と、「第三十九條第四項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため收容している者の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。))」により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一條若しくは第四十七條の二の決定若しくは收容可能期間の満了により保護処分の執行のため收容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五條第一項の決定により、補導処分の執行のため收容している者を釈放するとき」と、同法第五十五條第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため收容している者について第三十九條第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。))が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受

けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分
の執行のため收容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定
められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了による釈放の時まで
に特別遵守事項が定められたとき」とあるのは、「補導処分執行のため收容している者につい
て、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」
と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書
中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は
第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一
項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十
五条第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同法第六十五条の三
第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五
十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（仮退院の取消し）

第二十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守
しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。

2 更生保護法第三十条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八条の三第
四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について、同法第
七十三条（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、そ
れぞれ準用する。この場合において、同法第三十条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法
令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代
理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶
者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれ
ている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三条第一項中「第六十三条第二項又は
第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第
三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別
所」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは
「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三条第一項の規定により留置されたとき
は、その留置の日数は、補導処分期間に算入する。

4 仮退院を取り消されたときは、検察官は、收容のため再收容状を発することができる。

5 再收容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他収
容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再收容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再收容状
の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

（行政手続法の適用除外）

第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び第二十九条において準用する更生保護法の規
定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四
章の二までの規定は、適用しない。

（審査請求）

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定を
もつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。
2 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定す
る処分の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第
九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少
年院の長」とあるのは「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」と
あるのは「三十日」と読み替えるものとする。

（更生保護法の準用）

第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更
生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求

について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の
規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記
録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六
十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の
規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

（仮退院の効果）

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過した
ときは、その執行を受け終つたものとする。

（更生緊急保護等）

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたもの
とされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法
第八十七条まで並びに同法第八十八条の二及び第九十八条の規定を適用する。この場合におい
て、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」
とあるのは「補導処分」と、同条第一項及び第二項中「收容中の者」とあるのは「婦人補導院に
收容中の者」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の
長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が收容されていた刑事施設
（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の
長」とあるのは「が收容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了
によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあ
るのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたものとされた者」とす
る。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたと
された者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶
予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑
法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を
適用しない。

（補導処分の失効）

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執
行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第四章 保護更生

（婦人相談所）

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下
「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」とい
う。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行
い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならない。

(民生委員等の協力)

第三十七条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県(婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う收容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。)は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。)
- 二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしなるときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附則(昭和三十三年三月二十五日法律第一六号)抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則(昭和三十三年五月一六日法律第一四〇号)抄

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を專屬管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則(昭和三十七年九月一五日法律第一六一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政府の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴訟、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴訟等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴訟等の裁判、決定その他の処分(以下「裁判等」という。)又はこの法律の施行前に

提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等により不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附則（昭和五八年二月一日法律第八三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除外し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年以降の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年以降の年度に繰り越されるものについては、適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十

二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二元度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二元度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元度における事務又は事業の実施により平成元年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二元度の国庫債務負担行為に基づき平成三元度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二元度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三元度以降の年度に繰り越されるものについては、適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度以降の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度以降の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成五年二月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年五月二二日法律第九一號）抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二一年七月一六日法律第八七号）抄

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十条、第十二條、第五十九條ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第十三百五條、第十三百六條、第十三百二十四條第二項、第十三百二十六條第二項及び第十三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二三年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方財政法等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定（附則第一条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の地方財政法の規定、附則第八条の規定による改正後の地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）の規定、附則第十一条の規定による改正後の産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の規定及び附則第十四条の規定による改正後の売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成十二年度以前

の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)について適用し、平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年五月二九日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、旧売春防止法附則第八項から第十二項までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧売春防止法附則第八項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十五号)第五条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第九項中「附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第十項中「附則第六項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項」と、旧売春防止法附則第十一項中「附則第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第七項」と、「第四十条第二項又は第三項」とあるのは「旧売春防止法第四十条第二項又は第三項」と、旧売春防止法附則第十二項中「附則第六項又は第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項又は第七項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一五日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十六条、第十九条、第二十条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により行われていた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第六三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の九の次に二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第二項及び第五十六條第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七七号)第十二条の四第一項及び第八項の改正規定(同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。)公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定(売春防止法第三十五条第四項を削る改正規定を除く。)、及び第六条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。))並びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))平成二十八年十月一日

(検討等)

第二条

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和三年五月二八日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八條の規定 公布の日

二 附則第三十四條の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六條の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(補導処分付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。))第十七条の規定により補導処分付された者であつて、施行日前に婦人補導院(附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。))第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。から退院し、又は旧売春防止法第三十條の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

二 第二十九條、第五十二條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十条、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一条第一項及び第四項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

附則 (令和五年五月一七日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二條第一号を削る改正規定」という。))並びに附則第五条第一項及び第六項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法(平成二十六年法律第十九号)第三十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律(令

和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十
四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第三十二条の改正
規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日
を経過した日

(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。